

議案第85号

令和2年度

小金井市

一般会計補正予算

(第10回)

令和2年度小金井市一般会計補正予算（第10回）

令和2年度小金井市の一般会計の補正予算（第10回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,970,852千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月16日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 21,883,611	千円 27,430	千円 21,911,041
	2 国 庫 補 助 金	15,088,493	27,430	15,115,923
歳 入 合 計		60,943,422	27,430	60,970,852

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 36,131,034	千円 27,430	千円 36,158,464
	2 児 童 福 祉 費	12,116,620	27,430	12,144,050
歳 出 合 計		60,943,422	27,430	60,970,852

議案第85号資料1

令和2年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第10回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金		千円 21,883,611	千円 27,430	千円 21,911,041
	2国庫補助金	15,088,493	27,430	15,115,923
歳入合計		60,943,422	27,430	60,970,852

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 36,131,034	千円 27,430	千円 36,158,464
	2 児 童 福 祉 費	12,116,620	27,430	12,144,050
歳 出 合 計		60,943,422	27,430	60,970,852

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 27,430	千円	千円	千円
27,430			
27,430			

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
2 民生費国庫補助金	12,932,138	27,430	12,959,568	2 児童福祉費補助金	27,430

説	明
9 母子家庭等対策総合支援事業費補助金（ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費分） （令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費分）交付要綱） 補助率 10/10	千円 （子育て支援課） 27,430

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 ひとり親世帯臨時 特別給付金給付費	49,213	27,430	76,643	27,430		
				27,430		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	27,430	1 ひとり親世帯臨時特別給付金給付に要する経費 () 27,430 (2) 子育て支援課関係経費 27,430 18 負担金補助及び交付金 (27,430) ひとり親世帯臨時特別給付金 27,430

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付の再支給）について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金の支給を実施しているところ。
- ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少なくないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、予備費を活用して、給付金の基本給付（2次補正分）の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付（再支給分）の支給を実施。

1. 対象者

以下のいずれかに該当し、基本給付（2次補正分）の支給を受けた者（申請不要）

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※ 令和2年12月11日時点では基本給付（2次補正分）の申請を行っていない者についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。

2. 給付額

- 1 世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
（基本給付（2次補正分）に同じ。）

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び
福祉事務所設置町村

6. スケジュール

支給を年内を目処に実施

4. 費用

全額国庫負担（10/10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（令和2年度予備費）

737億円（事業費）
※母子家庭等対策総合支援事業

ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給分） 早期支給に向けた事務処理イメージ

